

半田市利用者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）及びその保護者等又は妊娠している者（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、法第7条第4項に規定する教育・保育施設及び法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 利用者支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、半田市とする。ただし、市長が認めた者へ事業の運営を委託することができる。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の個別ニーズの把握、それに基づく情報の集約・提供、相談等による、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等の利用支援
- (2) 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携及び協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等
- (3) リーフレットその他の広告媒体を活用しての積極的な広報及び啓発活動の実施によるサービス利用者への周知
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者支援のために必要な事項

(実施場所)

第4条 事業は、子育て支援課の窓口又は身近な場所で、日常的に利用ができ、かつ、相談機能を有する施設で行う。

(職員配置)

第5条 事業に従事する者は、次のいずれかに該当する者とし、1名以上の専任の職員を配置するものとする。

- (1) 保育士、社会福祉士その他対人援助に関する有資格者
- (2) 本市が指定する研修を修了した者
- (3) 育児及び保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者
- (4) 地域の子育て事情及び社会資源に精通した者

2 前項の規定にかかわらず、業務を補助する職員を置くことができる。

(関係機関等との連携)

第6条 市長は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援を提供している機関のほか、知多福祉相談センター、半田保健所、児童委員、医療機関等に対しても事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(守秘義務)

第7条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告義務)

第8条 第2条の規定により、事業の運営を委託した場合、受託者は事業の実施状況を毎月書面により市長に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。